

高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 平成 27 年度の給与改定

(1) 給料表

行政職給料表（1）、行政職給料表（2）及び医療職給料表ともに引上げ改定
平均 0.37%引上げ

(2) 諸手当

① 初任給調整手当

区 分	改 正 前	改 正 後
医療業務に従事する医師及び歯科 医師	412,200 円	413,300 円
医学又は歯学に関する専門的知識 を必要とする職	50,300 円	50,500 円

② 勤勉手当

勤勉手当の支給月数を 0.10 月分（再任用職員は 0.05 月分）引上げ
なお、期末・勤勉手当の年間の支給月数の合計を 4.10 月から 4.20 月に引上げ
（再任用職員は、2.15 月から 2.20 月）

区 分		改正前	改正後
一 般 職 員	6 月期	0.750 月	変更なし
	12 月期	0.750 月	0.850 月
	計	1.500 月	1.600 月
管 理 職 員	6 月期	0.950 月	変更なし
	12 月期	0.950 月	1.050 月
	計	1.900 月	2.000 月
再任用職員	6 月期	0.350 月	変更なし
	12 月期	0.350 月	0.400 月
	計	0.700 月	0.750 月

(3) 実施時期

① 給料表、初任給調整手当 平成 27 年 4 月 1 から適用

② 勤勉手当 平成 27 年 12 月 1 日から適用

2. 平成 28 年度以後の給与改定

(1) 諸手当

① 勤勉手当（6 月期と 12 月期の支給月数配分の見直し）

区 分		改正前 (平成 27 年度)	改正後 (平成 28 年度以後)
一 般 職 員	6 月期	0.750 月	0.800 月
	12 月期	0.850 月	0.800 月
	計	1.600 月	変更なし
管 理 職 員	6 月期	0.950 月	1.000 月
	12 月期	1.050 月	1.000 月
	計	2.000 月	変更なし
再任用職員	6 月期	0.350 月	0.375 月
	12 月期	0.400 月	0.375 月
	計	0.750 月	変更なし

(2) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日から施行